

電波監理審議会（第1146回）議事録

1 日時

令和7年8月20日（水）15：00～16：24

2 場所

総務省会議室（10階1001会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長）、大久保 哲夫（会長代理）、長田 三紀、西村 暢史、
矢嶋 雅子

(2) 審理官

古賀 康之、三村 義幸

(3) 総務省

（情報流通行政局）

井田 俊輔（総務課長）、佐伯 宜昭（放送政策課長）、
西村 邦太（放送政策課企画官）、増原 知宏（放送政策課室長）

（総合通信基盤局）

湯本 博信（総合通信基盤局長）、翁長 久（電波部長）、
小川 裕之（電波政策課長）、金子 裕介（電波政策課企画官）、
宮澤 茂樹（重要無線室長）

(4) 幹事

松下 文宣（総合通信基盤局総務課課長補佐）（電波監理審議会幹事）

柏崎 幹夫（総合通信基盤局総務課課長補佐）（有効利用評価部会幹事）

4 目次

(1) 開 会	1
(2) 審議事項（有効利用評価部会）	
① 令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム：714MHz以下の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果	1
② 令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果	8
(3) 諮問事項（総合通信基盤局・情報流通行政局）	
① 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（令和7年電波法の改正に伴う制度整備）（諮問第23号）	13
② 放送法施行規則の一部を改正する省令案（令和7年放送法の改正に伴う制度整備）（諮問第24号）	23
(4) 報告事項（情報流通行政局）	
日本放送協会令和6年度決算の概要	35
(5) 閉 会	41

開 会

○笹瀬会長 それでは、ただいまから電波監理審議会を開会いたします。本日の議題は、お手元の資料のとおり、審議事項2件、諮問事項2件、報告事項1件となっております。

審議事項（有効利用評価部会）

（1）令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム：714MHz以下の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果

○笹瀬会長 それでは、早速議事を開始いたします。本日は、審議会より総務省総合通信基盤局の同席を求めておりまして、湯本総合通信基盤局長、翁長電波部長、小川電波政策課長、宮澤重要無線室長に同席をいただいております。私から指名した場合、もしくは各委員から求めがあった場合に関しては、総務省から補足的な説明をよろしく願いいたします。

それでは、まず1件目といたしまして、令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム：714MHz以下の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果につきまして審議を行いたいと思います。本評価結果案につきましては、6月24日から7月23日までの約1か月間意見募集を行いまして、提出意見に対する当審議会の考え方の案につきまして、部会において取りまとめをいただいております。

それでは、西村部会長から御説明をよろしく願いいたします。

○西村委員 部会長の西村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、各種無線システム：714MHz以下の周波数帯に係る電波の有効利用の程度の評価結果案に関する意見募集結果について御説明いたします。私から概要を説明いたしました後、個別の意見と考え方の案については、評価部会事務局から御説明をお願いしたいと思います。

それでは、審議事項（1）の審議資料1を御覧ください。本案につきましては、先ほど会長からもありましたとおり、6月24日から7月23日まで意見募集を行いました。その結果、6者から意見提出がございまして、内訳といたしましては、法人・団体等から2件、個人から4件でございました。

提出意見を総括いたしますと、賛同の御意見のほか、プラチナバンド近傍に関して評価記載の修正の御意見、調査・評価のフォローアップに関する御意見、電波天文業務等への考慮に関する御意見、その他総務省の施策に関する御意見となっております。

表には、提出された意見及び電波監理審議会の考え方を示してございます。これらにつきましては、8月6日開催の部会におきまして、部会の委員及び特別委員の皆様にご確認をいただいたものとなっております。全体といたしまして、部会での検討の結果、評価結果案の修正を要するものはございませんでしたが、御意見及び考え方につきまして御説明の上、御審議をお願いしたいと考えております。この後の説明につきましては、事務局の柏崎幹事をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○柏崎幹事 評価部会事務局でございます。それでは、各種無線システム、714MHz以下の周波数帯に係る評価結果案の意見募集結果について、各御意見と考え方を御説明いたします。資料の表の左端に番号を振ってございますので、番号により御意見を参照いたします。

まずNo. 1は個人の方から、冒頭に本案に御賛同の御意見と、後段には路側通信の移行、V-Low帯域の使い方、地デジの高度化に関する御意見です。

後段の御意見に関しましては総務省の施策に関するものとなりますので、当審議会の考え方案といたしましては、「今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたい」としてございます。

N o . 2 は、個人の方からプラチナバンド近傍の電波のさらなる有効利用、周波数再編・再割当てに向けた評価の記載の修正の御提案となっております。2 ページを御覧いただきたいと思います。一例としまして2 ページ目の一番下の3 行にございますような、「使いやすく貴重なプラチナバンド近傍の電波として利用システムの需要は拡大し近年ますますひっ迫する傾向にある」、このような文章を追記する御提案となっておりますが、今回、総務省から報告を受けた調査対象及び調査結果からはそのような内容は読み取れず、また、携帯電話に関する評価は本案の対象外となっております。このため、1 ページ目に戻っていただきまして、1 ページ目と2 ページ目にまたがって失礼いたしますが、考え方案におきまして、「本案については、総務省において実施された電波の利用状況調査の結果に対して評価を行ったものであり、2 2 2 M H z 超 7 1 4 M H z 以下の周波数区分において、U H F 帯のデジタルT V 放送、特定ラジオマイクやエリア放送システムなどを含め、既存のシステムにおいて電波の有効利用は一定程度図られていると考えられますが、『利用システムの需要は拡大し近年ますますひっ迫する傾向』といった内容は調査結果から読み取れないため、原案のとおりとします。なお、携帯電話等に使用する周波数については、本案の対象外となりますが、総務省においてニーズに応じ随時検討が行われているものと認識しております」としてございます。

続きまして、5 ページ目にお移りいただきまして、N o . 3 は個人の方から、災害時の無線の活用等に関する課題提起の御意見でございますが、こちらの考え方案におきましては、「今後の総務省及び防災関係機関における検討に当たって参考としていただきたい」としてございます。

続きまして、No. 4はソフトバンク社から。まず、総論につきましては、本案に御賛同の御意見です。

重点調査につきましては2つの内容がございまして、1つ目は、調査対象の選定に当たり、パブリックコメントを行ってはいかがかという御意見。2つ目は、重点調査の対象のフォローアップに関する御意見となっております。

これに対する考え方案といたしまして、重点調査対象の選定に関する御意見につきましては、「今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたい」といたしまして、フォローアップに関する御意見につきましては、なお書きのところでございますが、「評価に関しては、過去の評価において指摘した事項については、必要に応じてフォローアップすることとしております」としてございます。

続きまして、6ページを御覧ください。No. 5は国立天文台電波天文周波数委員会から、前段には電波天文業務のように受信のみの業務が利用している帯域もあることを考慮し、無線局数等の増減のみで有効利用の評価を行わないでほしいという御意見、また後段は、次年度以降の周波数再編アクションプランの検討の際には、このような受動業務に有害な干渉を生じないよう配慮いただきたいという御意見です。

これに対する考え方案でございますが、冒頭では、電波法令上の有効利用の調査・評価の対象は無線局であり、電波天文業務等の受信のみを目的とする受信設備はその対象外であることを記載いたしておりまして、電波法第56条第1項に基づき、これらの受信設備の運用が阻害されないよう保護の対象となっていること、また、周波数再編アクションプランに関する御意見については、「総務省における今後の検討に当たって参考としていただきたい」としてございます。

最後、No. 6でございますが、こちらは個人の方から、電気に全て頼って

しまうと災害時に稼働しなくなるため、アナログを全て残すべきという御意見でございますが、考え方案につきましては、「頂いたご意見については、本意見募集の対象外」としてございます。

以上より、いずれも提出意見を踏まえた評価結果の修正はなしとしてございます。

以上でございます。西村部会長へお戻しいたします。

○西村委員 御説明ありがとうございました。各種無線システム：714MHz以下の周波数帯に係る電波の有効利用の程度の評価結果案につきまして、意見募集の結果、当審議会の考え方案の説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 西村部会長、どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。順番にお伺いしていきます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。評価部会の先生方にはこのような対応をしていただきまして、感謝を申し上げます。今御説明があったような意見の中身を見ても、この有効利用状況調査の項目はかなり安定してきたかなと感じています。やはりこういう調査というのは、基本的には、毎回調査項目を変えるとその推移が見えないというところがあるので、ある程度項目としては安定的に運営していくことが重要だと思いますが、そういう意味では、今回の様々な意見に関しましても、そういう項目が大分安定してきたという感想を持っております。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、よろしく申し上げます。

○長田委員 長田でございます。ありがとうございます。部会の先生方、本当に熱心に取り組んでいただいて、とても丁寧な取りまとめになっていたと思いますし、それについての御回答も賛成いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。私も、御報告内容、回答案につきましては賛成するものでございます。

1点だけ、形式的な点でのコメントです。5番目の御意見に対する回答なんですけれども、「調査の対象外となっておりますが保護の対象となっております」というのは、おそらく、保護の対象となっているという部分は、「また」のところにつながるものという、ここの「また、次年度以降の周波数再編アクションプランをご検討の際は」「ご配慮いただきたくお願いいたします」への回答になりますでしょうか。前半のところと後半のところ、第1段落で一体となってしまったように思われましてお伺いするものです。

○柏崎幹事 ありがとうございます。御指摘のとおりでございます。保護の対象に関する記載につきましては、いただいた御意見の「次年度以降のアクションプランの検討の際には御配慮いただきたい」というところに対応してございます。電監審の考え方の案につきましては、法令上のお話ということで第1段落に2つの内容をまとめたものとなっております。

○矢嶋委員 そうですね。電波天文は対象外となっているところは、既に御指摘はされているところですので、そこへの回答自体は、「御指摘のとおり対象外となっております」なのかなと思ひまして、その上で、「既存の受動業務への有害干渉が生じないようご配慮いただきたい」というところについては、電波法第56条1項に基づき保護の対象となっておりますし、また、周波数再編アクションプランに関する御意見についてはさらに今後も検討していきたいという、

このような流れになるのかなと思ひまして御指摘申し上げました。かなり形式的なことを申し上げましてすみません。内容的には異存ございません。

○柏崎幹事 御指摘いただきありがとうございます。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。私からは特に意見ございません。非常によくまとまっていると思います。比較的低い周波数帯で、世の中は、携帯電話とか無線LANのほうに注力されていますが、実際は低い周波数も、例えば短波帯を使う長距離通信とかV-LowとかV-Highとかもかなり注目されているので、こういう評価結果は非常に重要だと思いますので、これからもどうぞよろしく願いいたします。

あと、重点調査のところに関しては、どう選んでいるかに関して、一般の方から見ると、どうしてこれを選んだかということに関して説明することは重要ですが、それも報告書にはきちんと書かれているので、特に問題ないと思います。

以上です。

ほかに、西村部会長、何か補足説明はございますか。

○西村委員 いえ、私からは追加的なものはありません。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。それでは、特にこれ以上御意見がないということですので、令和6年度電波の利用状況調査（各種無線システム：714MHz以下の周波数帯）に係る電波の有効利用の程度の評価結果につきまして、提出意見に対する当審議会の考え方は案のとおりとすることにいたしまして、本評価結果につきましては資料のとおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、決定しました評価結果につきましては、電波法第26条の3第4項に基づきまして総務大臣に報告するとともに、意見募集の結果と併せて審議会終了後に公表したいと思います。資料の公表に関しましては、事務局のほう

で御対応どうぞよろしく願いいたします。

西村委員におかれましては、部会において案の整理等、どうもありがとうございました。また、皆様においてもいろいろな御意見をいただき、ありがとうございました。

それでは、本審議事項に関しましてはこれにて終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(2) 令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果

○笹瀬会長 それでは、続きまして、審議事項の2つ目ということで、令和6年度電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果につきまして審議を行いたいと思います。本評価結果案につきましても、6月24日火曜日から7月23日水曜日まで意見募集を行いまして、提出意見に対する当審議会の考え方の案につきまして、部会において取りまとめいただいております。

それでは、西村部会長から御説明どうぞよろしく願いいたします。

○西村委員 承知いたしました。それでは、公共業務用無線局に係る電波の有効利用の程度の評価結果案に関する意見募集結果について御説明いたします。私から概要を説明いたしました後、個別の意見と考え方の案については評価部会事務局から御説明をお願いしたいと思います。

それでは、審議事項（2）の審議資料1を御覧ください。本案について、6月24日から7月23日まで意見募集を行いました。その結果、4者から意見提出がございまして、内訳といたしましては、法人・団体等から1件、個人から3件でございました。提出意見を総括いたしますと、賛同の御意見のほかは、

デジタル化の対応期限の設定に関する御意見など、総務省の施策に関する御意見となっております。

表に、提出された意見及び電波監理審議会の考え方を示してございます。これらにつきましては、8月6日開催の部会におきまして、部会の委員及び特別委員の皆様にご確認をいただいたものとなっております。全体といたしまして、部会での検討の結果、評価結果案の修正を要するものはございませんでしたが、御意見及び考え方につきまして御説明の上、御審議をお願いしたいと考えております。この後の説明につきましては、事務局の柏崎幹事をお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○柏崎幹事 評価部会事務局でございます。それでは、公共業務用無線局に係る評価結果案の意見募集結果につきまして御説明いたします。資料の表の左端に番号を振ってございますので、番号により御意見を参照いたします。

まず、No. 1は個人の方から、路側通信の移行に関する御意見と本案に御賛同の御意見となっております。路側通信の移行につきましては、先ほどの各種無線システムへの御意見と同様に、当審議会の考え方といたしまして、「今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたい」としてございます。

No. 2も同様に、個人の方から路側通信の移行と、AMラジオからFMラジオへの転換に関する御意見が来てございますが、こちらもナンバー1と同様の考え方としてございます。

2ページを御覧いただきたいと思います。No. 3はソフトバンク社から、前段には、本案に御賛同の御意見、また後段には、デジタル化等の進捗が停滞しているものについては、その対応期限を設定して評価していくのはいかがかという御意見でございます。

これに対する考え方でございますが、まず、今回の調査・分析の結果に基

づきまして、読み上げますと、「公共業務用無線局におけるデジタル化や他システムへの移行が停滞しているものについては、調査の結果より、コストや代替システムの仕様・性能が課題であるなど、免許人側で検討が必要であり、また、移行期限を設定したことによりこれらシステムが停波等した場合、公共の安全や秩序の維持及び非常時等における人命又は財産の保護へ影響を及ぼす可能性があると考えられます」といたしまして、続きまして、「期限の設定に関しては、その可否を含め、今後の総務省における検討に当たって参考としていただきたい」としてございます。

続きまして、No. 4でございます。こちら、ページが2ページから3ページにまたがってございますが、電磁波過敏症などの御意見でございますが、考え方案におきまして、「頂いたご意見については、本意見募集の対象外です」としてございます。

以上より、こちらも提出意見を踏まえた評価結果案の修正はいずれもなしとしてございます。

以上でございます。西村部会長へお戻しいたします。

○西村委員 御説明ありがとうございます。公共業務用無線局に係る電波の有効利用の程度の評価結果案につきまして、意見募集の結果及び当審議会の考え方案の御説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○笹瀬会長 西村部会長、御説明どうもありがとうございます。それでは、御質問、御意見等よろしく願いいたします。これも順番にお伺いしていきます。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございます。本件の考え方案に同意をいたします。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田でございます。私も賛成いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。私も賛同いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。私からも、本件に関してはこれでいいと思います。ソフトバンクからの御指摘のとおり、今年、評価部会におきまして、アナログ方式からデジタル方式等への移行に関して進捗率を導入したことが好意的に捉えられているということで、定量的にどれが進んだか分かりますので、これを基にフィードバックなり、それから進んでないものに関しては、どういう理由で進んでないのかということが、ある程度中身が見えますので、非常に良いと思います。デジタル方式がまだ規格化されていないシステムもあると思いますけれども、デジタル化等できるものに関しては、何が原因かを見て、代替手段をうまく見つけていただいて、なるべく順調に進むようにしていただくと良いかなと思います。どうもありがとうございました。

ここに書いてないですけど、公共業務用無線に関しては、38GHz帯FWAの1件はもう完了ですよね。

○柏崎幹事 ほかのシステムで周波数の需要がある5システムのうち、今回1システム、今、笹瀬会長から御指摘いただきましたとおり、38GHz帯FWAに関してでございますが、先般、26GHz帯と40GHz帯への5Gの導入に関しまして、情報通信審議会から答申が出てございます。この中で、今回の公共業務用の対象システムである38GHz帯FWAと5Gとの共用条件が示されてございますので、この1システムにつきましては対応が完了したということでございます。

○笹瀬会長　ということで、1つ終わりましたので、あと残ったのは19システムですよ。

○柏崎幹事　はい。今回、他のシステムに需要がある周波数を使う5システムと、現在アナログ方式を使っておりデジタル化等が必要な15システム、トータルで20システムを評価いたしまして、残りが19となっております。

○笹瀬会長　どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、令和6年度の電波の利用状況調査（公共業務用無線局）に係る電波の有効利用の程度の評価結果につきましては、提出意見に対する当審議会の考え方は案のとおりとすることといたしまして、本評価結果につきまして資料のとおり決定したいと思います。

決定いたしました本評価結果につきましては、電波法第26条の3第4項に基づきまして総務大臣に御報告するとともに、意見募集の結果と併せて、この審議会終了後に公表したいと思います。資料の公表に関しましては、これも事務局で御対応どうぞよろしくお願いいたします。西村委員、どうもありがとうございました。極めてすっきりとまとめていただきまして、感謝しております。また、委員の方に関しましては、いろいろ御意見どうもありがとうございました。

それでは、本審議事項につきましてもこれにて終了したいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、総合通信基盤局の議事に入りますので、総合通信基盤局の職員の方に入室するように御連絡よろしくをお願いいたします。

（総合通信基盤局職員入室）

諮問事項（総合通信基盤局）

（１）電波法施行規則等の一部を改正する省令案（令和７年電波法の改正に伴う制度整備）（諮問第２３号）

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。諮問第２３号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案（令和７年度電波法の改正に伴う制度整備）につきまして、金子電波政策課企画官より御説明をよろしくお願いいたします。

○金子電波政策課企画官 電波政策課の金子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。諮問第２３号について御説明をさせていただきます。

１ ページ目を御覧ください。本件は、さきの通常国会で成立をいたしました電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行のために、電波法施行規則等の関係省令の制度整備を行うものであります。今般改正する省令といたしましては、電波法施行規則、無線局免許手続規則、無線局運用規則、無線設備規則、電波法による伝搬障害の防止に関する規則、特定周波数変更対策業務及び特定周波数終了対策業務に関する規則の計６本でございます。

２ ページ目を御覧いただければと思います。施行期日は改正法の施行の日であります令和７年１０月１日を予定しております。本件に関する意見公募の手続については、令和７年７月３日から８月１日までの間に実施いたしまして、計６件の意見の提出がございました。

３ ページから５ページにかけては、電波法及び放送法の一部を改正する法律の主な改正内容をまとめておりまして、そのうち、今般の諮問事項に関する部分を赤枠でそれぞれお示しをしているところでございます。

６ ページ目に飛んでいただきまして、電波法及び放送法の一部を改正する法律の施行に必要となります電波法施行規則等の改正案の概要をまとめてござい

ます。

まず1つ目、特定高周波数無線局開設制度の関係でございますけれども、価額競争の実施帯域における既存無線局の再免許等を可能とするために、公示する期間内に申請することを要しない無線局を追加するもの、競願が生じる通信の最大距離を定めるもの、特定高周波数無線局の開設の認定の有効期間を原則として10年に定めるもの、特定高周波数無線局の開設の認定をしたときに公示する事項を定めるもの、続きまして、特定高周波数無線局の開設の認定の自主返上を認めない特別の事情を定めるもの、落札金収入の使途のうち省令に委任されております必要な援助を定めるもの、価額競争の参加申請書を新設するもの、そのほか、改正法による、いわゆる条ずれや用語整備といった規定を整備することを予定してございます。

2つ目、特定周波数変更対策業務の関係でございます。特定周波数変更対策業務の対象に周波数の共同利用を加えるとともに、ブロードバンドなどの有線代替設備への変更工事を給付金の対象とするために用語の整理などを行うこととしてございます。

それから3つ目、義務船舶局の関係でございます。船舶への開設を要する無線局の範囲の拡大に伴う用語の整備を行うほか、改正法による、いわゆる条ずれや経過措置などの規定を整備するものであります。

4つ目、電波伝搬障害防止区域の関係については、電波伝搬障害防止区域といたしまして、水上の区域も指定可能となったことに伴います所要の規定の整備を行うこととしております。

その他、申請取下げ時等の手数料の非還付の明確化を行う予定としております。

これら改正内容のうち、諮問事項となっておりますものの中から補足が必要な項目を次ページ以降におまとめしております。

7 ページを御覧いただければと思います。まず初めに、競願が生じる通信の最大距離ということでございます。電波法は、周波数の割当てが可能であって、他の無線局に混信を生じるおそれがないなどの一定の条件を満たす限りにおきましては、最も早く申請を行った者に無線局の免許を付与する先願主義を原則としております。その一方で、公益性が高く競願が生じる可能性の高い無線局につきましては、比較審査を通じて、最も能率的に電波を利用し得る者に免許を付与するために、総務大臣が公示する期間内に免許の申請を行わなければならないとしてございます。この競願主義の対象となる無線局が電波法第6条第8項の各号に列挙されておりますところ、今般の改正法によりまして価額競争を導入したことに伴って、6GHz超の周波数を使用する無線局のうち、通信の最大距離、区域について一定の要件を満たすものを原則として競願の対象にすることとしております。

6GHz超の周波数帯におきましては、周波数の特性を踏まえたスポット的な利用を前提といたしまして、例えば農業とか工業、観光といった様々な分野で利活用方策が検討されていることも踏まえまして、新規事業者、地域の事業所を含む多種多様な事業所の創意工夫により、周波数のさらなる有効利用を促進していくことが重要だと考えております。各地域の事情を踏まえた事業やサービスを実現するために、市区町村単位など相応の範囲にわたる電波利用のニーズが見込まれるため、その無線局の申請については原則として競願によることとし、総務省令で定める基準距離として、我が国におけます最小の市区町村の面積を参考としながら、単一の市区町村の相当範囲をカバーし得る距離として1キロメートルを規定することとしたいと考えております。関係する条文を8ページに抜粋をしておりますので、御覧いただければと思います。

続きまして、9ページを御覧ください。認定の自主返上を認めない特別の事情でございます。周波数の退蔵を防ぐ観点から、価額競争を経て認定を受けた

者が、指定された周波数を使用した無線局を開設・運用しないこととなったときは、総務大臣に対し当該認定を取り消すべき旨の申請をすることができるとしてございます。この申請があった場合には、総務大臣は総務省令で定める特別の事情がある場合を除き、当該認定を取り消す。つまりは、特別な事情があれば取り消さないということと同義でありますけれども、この特別の事情として、以下の3類型を規定することとしたいと考えております。

まず、1つ目は短期の返上でございます。いたずらに短期間での返上が行われることとなりますと、価額競争の安定的な制度の運用に支障を来すおそれがあることから、短期的な経済合理性のみを目的とした入札、早期の撤退を抑制する観点から、正当な理由なく特定高周波数無線局の開設の認定を受けてから2年以内の申請を特別の事情として定めるものであります。

2つ目といたしまして、認定の取消し事由に該当するおそれがある状態での返上となります。電波法第27条の20の4第1項におきまして、例えば落札金を期限までに納付しない、開設期限までに全く無線局を開設しないなどの事由に該当する場合には、特定高周波数無線局の開設の認定を取り消すことができる、それから、当該認定を取り消した場合には、開設者が有する他の認定、免許なども取り消すことができると定められております。本来であれば、この取消し事由に該当するおそれがあるにもかかわらず、それを免れるための不当な周波数の返上を抑制する観点から、電波法第27条20の4第1項各号のいずれかに該当するおそれがあることを特別な事情として定めるものであります。

3つ目は、これまで述べたもののほか、電波法に基づく、いわゆる各種制裁措置を免れることを目的とした周波数の返上を抑制する観点から、申請により不正な利益を得るおそれがあることを特別の事情として定めるものであります。

10ページを御覧いただければと思います。船舶への開設を要する無線局の範囲の拡大に伴う用語の整備になります。海難事故の防止、海上における人命

の安全確保などを目的とし、海上における人命の安全のための国際条約、「SOLAS条約」が策定されており、我が国におきましても、船舶安全法や電波法などに基づき安全規制を措置しているところです。電波法では、SOLAS条約を履行するために、船舶安全法により船舶の航行の安全確保のために開設を要する船舶局について、それを義務として開設するものであるといったことを勘案しまして、免許の有効期間を無期限としております。今般、SOLAS条約の改正に伴いまして、国際航海に従事する船舶への開設が義務づけられる無線局として、現行の陸上と通信をするもの、これを義務船舶局と呼んでいますが、この義務船舶局に加えまして、人工衛星と通信するものを備え付けることが義務づけられたために、船舶地球局に対しまして、義務船舶局と同様に免許の有効期間を無期限にするといったことも含めまして、所要の規定、用語の整備を行って、条約の適正な履行を図ってまいりたいと考えております。

なお、この意見募集の中で、船舶に設置する義務設備の規定について、総務省の告示と船舶設備規程が重複していることから、より明確にする観点から、総務省の告示を削除すべきではないかといった御意見があったことを踏まえまして、当該部分に限っては再度、修正案の意見募集を実施した後に、次回の電波監理審議会においてお諮りしたいと考えております。

11ページを御覧ください。こちらは、意見募集の結果についてまとめております。意見募集につきましては、特定高周波数無線局の開設制度の関係については、基本的には賛同いただく御意見、それから価額競争の制度設計に当たっては丁寧な議論を要望するといったような御意見に加えまして、参加申請書の様式に対して幾つか修正の御意見があったので、そちらは反映することとしております。

また、義務船舶局の関係では、定義の適正化の観点から幾つか御意見がありまして、それを反映することとしているほか、船舶に設置する義務設備の規程

につきましては、今申し上げたとおり、再度意見募集を実施した後に、次回の電波監理審議会にお諮りすることとしております。

御説明は以上です。何とぞよろしくお願ひいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質疑、御討論よろしくお願ひいたします。

また、順番にお伺ひします。大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 御説明ありがとうございました。この省令案の内容につきましては適切なものと考えておりますので、賛同いたします。また今後、競願の制度がスタートした後、様々な事態があるのではないかと推測いたしますので、それに関しても丁寧な検討と説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田です。長田も、今回の御説明、非常に納得のいくものでございましたので同意いたします。特に意見はございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 私も、内容自体に賛同いたします。

1点、また細かいところで恐縮なんですけど、募集された意見の3番のところで、再度意見公募を実施させていただくということの内容なんですけれども、こちらは御意見に従って電波法では規定せずに、国土交通省が所管する船舶設備規程等の規程に集約をする、こういうような御対応をした上で意見募集をするということをおっしゃっていらっしゃるのでしょうか。

○金子電波政策課企画官 御質問ありがとうございます。当初の改正案におきましては、船舶が設置しなければいけない義務設備について、まずは総務省の

告示を参照することといたしまして、総務省の告示におきまして、国土交通省の船舶設備規程をさらに参照するということが改正案を当初予定しておったんですが、今御指摘のとおり、3番のところ、船舶に設置する義務設備については、船舶設備規程に最終的に行き着くということから、ある意味明確化をする観点から総務省の告示は削除するべきではないかということで、直接国土交通省の船舶設備規程を参照する形で、修正案の意見募集を再度実施しているということでございます。

○矢嶋委員 分かりました。意見募集のスケジュールとしては、それほど長いものを予定しているわけじゃないと思っております。全体のスケジュールに支障がない形で適切な手続を進めていただければと思います。よろしくお願いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、私から1点。7ページの最大の通信距離が1キロメートルというのは、市区町村単位での電波利用ということなんですけれども、最大距離は分かるんですけれども、面積的なものは全く考えなくてよろしいのでしょうか。

○金子電波政策課企画官 御質問ありがとうございます。まさに6GHz超、この周波数帯につきましては、いわゆる利用の在り方についてはまだ確立がなかなかしていないということで、競願が発生し得る利用形態を具体的に特定することができないということで、いわゆる利用形態に対しては中立的な指標によりまして、距離ということでその範囲を定めております。

他方で、6GHz超を使用する無線局につきまして、通信の最大距離が仮に1キロメートル以下であったとしても、例えば人口が集中をして周波数の利用価値が高い区域などにおきましては、周波数の利用の競願が発生するということが見込まれますので、そうした場合には、電波法第6条第8項第5号に基づきまして、その区域を公示いたしまして、当該区域に開設する無線局に

については、同じく免許申請の先願主義の例外として、価額競争等を通じて最も能率的に周波数を利用し得る者に対して周波数を割り当てるということで、区域ということも同時に想定をしているところでございます。

○笹瀬会長 分かりました。特にミリ波とかを使えば、確かに電波は飛ばないんですけども、一方、アンテナでビームフォーミングとかビームも絞るとかすれば、ある特定の距離だけじゃなくて面積比も狭められますよね。そういうことで、非常に密集した地域で複数事業者が使う場合に関しては、干渉をどこまで許容するかということは結構大きくなると思いますので、そういう意味で、それについても空域のところではアンテナをどう設計するか、そういうことも含めて検討されるという理解でよろしいですか。

○金子電波政策課企画官 おっしゃるとおり、まさに区域につきましては、周波数の想定される利用形態などに応じまして、必要に応じて検討して公示をしていきたいと考えております。

○笹瀬会長 申請の際には価額競争ですから、どう使うかということに関しては、当然申請書に書かれるんですね。

○金子電波政策課企画官 はい。

○笹瀬会長 それに関しては、どれが有効かということは評価せずに、そこは値段だけで決めてしまうのか、逆に言うと、有効利用評価部会とどう関わるか、いずれかかってくると思います。何をもって有効かというのが、周波数の有効なのか、使っている方が有効に使っているのかということは結構微妙になると思いますので、そういうことに関して、今議論されるようなことがあれば、前もって少し教えていただくとありがたいかなという気がいたします。いかがでしょうか。

○金子電波政策課企画官 まさにおっしゃるとおりでして、今般の価額競争につきましては、最も周波数の利用価値が高いと感じる方、周波数を有効利用し

ようとする意思があつて、それに対して高い価値を見いだす方に対してお使いいただくという前提で制度を導入してございます。その上で、御指摘の何をもって有効利用と評価するかということについては、おっしゃるとおり、現時点ではまだ難しい部分があると思いますが、いわゆる電波法の一般的な営みになります周波数がどのように使われていて、どう有効利用を評価されているかという、まさにプロセスの中で評価していくこと自体は、この制度も対象となっていると理解をしておりますので、どのような指標に基づいて評価をしていくかといったことについては、今後議論が必要かなと思っております。

○笹瀬会長 分かりました。

西村委員、いかがですか。

○西村委員 西村でございます。今回の制度整備につきましては、全く異論ございません。先ほど来、会長も御指摘のとおりですけれども、周波数の有効利用の評価との関係では、やはり電波法の目的第1条に、能率的な利用を確保することによって公共の福祉を増進することを目的というふうに設定されておりますので、再度それに立ち返っていただきまして、また同時に現状、前回の作業検討部会か作業班の資料にも様々に、絶対審査基準も含めた形で遵守しなければいけない条件も今後検討の俎上に上がってくるかと思っておりますし、結局はそこからでないと、一体何が有効な利用なのかは分からない制度設計に今後なってくるかと思っておりますので、こちらも有効利用とは一体何なのかということも手探り状態で、十分そういう状況も理解しておりますので、さはさりながら検討作業班にも、会長の御懸念あるいは御心配の点はお伝えいただければなと感じております。

私からは以上でございます。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

もう一つ質問させてください。9ページの認定の自主返上を認めない特別な

事情ということに関して、今回3つ書かれているんですけど、今回は価額競争という、多分初めて行うことですので、ざっくりばらんに一番心配されていることは何かをお聞きしてよろしいですか。

○金子電波政策課企画官　いわゆる正当な理由がないのにということかと思いますが、現時点でどういった場合が想定されるかというのを網羅的にお答えすることは難しいんですが、我々のほうで想定される一例といたしましては、例えばではありますけれども、価額競争による結果、落札した金額が事業者の想定より多額になると、やはりその結果に対して不満を持つので、それを返上したいといったようなことはある程度想定されるかなということで、そういった不満を抱く方が、落札金の負担回避を目的として、例えば、使いませんので返上を申請したいというようなことが想定されるのではないかということで、認定の自主返上を認めない特別の事情の一類型として定めているところでございます。また、おっしゃるとおり、初めてのことでありますので、実際に制度を運用してみて、どういった事態が生じるのかといったことを見ながら、こういった事情について、このままでいいのか、さらに何か追加する必要がないのかどうかということとは不断に検討していくことが必要だと思っております。

○笹瀬会長　分かりました。どうもありがとうございました。特に普通の通信キャリアだと大体予測はつくんですけども、いろんな業者が入ってきた場合、例えば周波数を取った後に会社の資金繰りが苦しくなって、会社がもうこれ以上続けられなくなったということもあり得ると思うんですよね。そういう場合に関してはこういう特別の事情に入るんですか。

○金子電波政策課企画官　まさに正当な理由がないのにというところをどう判断するかというところがありますが、今御指摘いただいたような、例えば資金繰りがというところについて、2年以内であっても、いろんな事情があって、市場の環境とかその他経営の困難な事情によってどうしても返上しなければい

けないとか市場から撤退しなければいけないといった場合に、それも全て正当な理由がないと満たすかどうかって難しいところがあるんですが、我々が想定し得るものは先ほども申し上げたとおり、結果に対して不満があるとか、もともと意思がないのに入札をしてしまったとかという、そういった場合をなるべく防ごうということで、こういった類型を定めているところですので、どういった場合に正当な理由があるのかなのかということについても、やはり制度を運用しながら見ていく必要があるかなと思っております。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。ほかに追加の御質問、御意見等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第23号は諮問のとおり改正することが適当であるという旨の答申を行います。どうもありがとうございました。

○金子電波政策課企画官 ありがとうございました。

○笹瀬会長 以上で、総合通信基盤局の議事が終了いたしましたので、総合通信基盤局の職員の方、御退室どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

続きまして、情報流通行政局の議事に入りますので、情報流通行政局の職員の方に入室するように御連絡よろしく願いいたします。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問事項 (情報流通行政局)

(2) 放送法施行規則の一部を改正する省令案 (令和7年放送法の改正に伴う制度整備) (諮問第24号)

○笹瀬会長 それでは、議事を再開いたします。諮問第24号、放送法施行規則の一部を改正する省令案（令和7年放送法の改正に伴う制度整備）につきまして、増原放送政策課室長から御説明、どうぞよろしくお願ひいたします。

○増原放送政策課室長 よろしくお願ひいたします。諮問第24号、放送法施行規則の一部を改正する省令案について御説明をさせていただきたいと思ひます。本年4月に電波法及び放送法の一部を改正する法律が成立いたしまして、先ほど電波法関連の省令改正につきまして電波部から説明があったと思ひますけれども、放送法関連の省令改正につきまして当方から御説明をさせていただくものでございます。なお、令和7年法改正に伴う放送法関連の諮問事項は本件のみでございまして、今回御答申をいただきましたら、本年10月1日に施行ということで手続を進めてまいりたいと考えております。

改正概要につきましては、資料1ページ目、2のとおり、地上基幹放送事業者が中継局を廃止する際の規律の整備、認定証のデジタル化に伴う規定の整備、その他の整理がございすけれども、このうち諮問事項としておりますのは、地上基幹放送事業者が中継局を廃止する際の規律の整備に関してでございます。意見公募につきましては、1か月実施したところ、47件御意見がございました。内容につきましては、追って御説明をさせていただきたいと思ひます。

ページをおめくりいただきまして、2ページから4ページまでが令和7年法改正の概要となっております。以前の電波監理審議会でも御説明をさせていただいたとおりでございますけれども、放送法に関する主な内容といたしまして、3ページのとおり、地上波の基幹放送事業者、すなわちテレビやラジオの放送につきまして、中継局を廃止する際の受信者保護規律を整備したところがございます。すなわち、地上波の基幹放送事業者は、地域の人口減少など放送を取り巻く環境の変化が続く中で、また、特に地上デジタル放送については開始か

ら約15年が経過しまして、中継局の更新が迫っている中で、これまで設置してきた中継局、これをやむを得ず廃止する場合には、受信者を保護するために、放送番組を継続して視聴できるように措置を取ることを放送事業者の努力義務としたものでございます。

併せまして、この措置につきまして公表義務を課してございます。資料5ページのとおり、放送法第110条の2第2項、中段の規定でございますけれども、「総務省令で定めるところにより、当該措置の内容を公表しなければならない」とされているところでございます。今回諮問をさせていただきますのは、まさにこの公表の方法や内容を定める総務省令ということでございます。

6ページ、こちらは今回整備をさせていただきます法改正に伴う省令等の全体項目でございます。先ほど御説明したとおり、大きくは地上基幹放送事業者が中継局を廃止する際の規律の整備、認定証のデジタル化に伴う規定の整備、その他の規定の整備でございます。省令の整備のほか、先ほど御説明した受信者保護規律に関して、望ましい措置についてのガイドライン、これを策定したく、併せて意見公募をさせていただいたところでございます。

その上で、7ページ目でございます。今回諮問させていただきます受信者保護規律の公表に係る方法や内容を定める省令について御説明させていただくものでございます。放送法施行規則におきまして、第86条の3の規定を新設するものです。

規定の内容でございますが、具体的には公表時期・方法、公表内容、そして特に代替的な視聴手段の内容について規定しているところでございます。最初に公表時期・方法についてでございますが、中継局が廃止されるまでの間に、どの程度の周知期間、移行期間があればよいかということを検討いたしまして、中継局の廃止予定時期から、少なくとも1年前にはインターネットの利用その他適切な方法により公表するという形にしたいと考えておるところでございます。

す。ただし、1年前公表になりますと、全ての詳細が固まってない場合もありますので、さらに精査が必要な場合については、一部見込みの内容でも可とするところがございます。

(2) 公表内容でございます。廃止する中継局の基本情報、廃止時期、問合せの連絡先、視聴継続措置の対象地域や対象者、その内容、視聴継続措置の実施期間、視聴継続措置として提供される代替的視聴手段の内容や利用に関する情報、また、視聴継続措置の一環としての説明会などを実施することもあると思いますけれども、そういった視聴継続措置の実施に必要な事項を公表することとしているところがございます。

それから、代替的視聴手段の内容につきましてですが、原則として対象となる代替のサービス、これを別表として列記する形としております。これは、これまでの制度を検討しておりました検討会での議論におきまして、代替のサービスとして受容され得るのではないかと議論をさせていただいた内容を踏まえたものでございます。具体的にテレビとラジオそれぞれでございますけれども、テレビにつきましては、技術的指導その他の必要な援助、これはアンテナの調整や高性能なものへの交換といったものを想定しております。それからケーブルテレビやIPマルチキャストといった一般放送、そして最後に、地域限定同時配信というものを規定しているところがございます。これは、現在はまだ存在していないサービスでございますけれども、いわゆる配信サービスであって、配信する地域を放送対象地域に整備したものでございまして、検討会でこれまで議論し、一定の受容性があるのではないかとということで別表に掲げているものでございます。

ラジオにつきましては、現時点、AM放送事業者が難視聴対策等のために開設しているFM補完放送を掲げているところがございます。この点に関しまして、意見公募でも事業者から意見をいただいておりますので、後ほど紹介をさ

せていただきたいと思います。原則は、この別表に規定した手段のとおりでございますけれども、このほかの手段につきましても、放送事業者がその責任において提供できるものとして、理由と併せて説明することで、代替的視聴手段として公表することを可能としております。

最後に、その他の規定事項でございますけれども、公表の方法で申しましたとおり、見込みの内容が確定していく、あるいは1年間で詳細が一部変更されることもあろうかと思っておりますので、こういった更新があった場合には、変更箇所を明確にして公表すること、また、地域によっては同一箇所でも複数事業者が中継局を同じタイミングで廃止するといった場合が想定されますけれども、こういった場合には、必ずしも個別に公表するのではなく、関係事業者間で調整して、分かりやすい工夫をして公表することなどを定めておるところでございます。

ページをおめくりいただきまして、資料8ページ目でございます。こちらは参考でございますけれども、視聴継続措置と公表の流れのイメージでございます。まずは、各事業者におきまして、その地域の中継局を維持するのか廃止にするのかといった調査検討がなされるものと思っております。その際、当該地域の地方自治体などと適切に協議をして検討いただくことが望ましいと考えております。その上で、廃止予定時期の少なくとも1年前には措置の内容を公表していただくこととなります。事業者においては、相談窓口の設置や住民説明、これをしっかりしていただく。それから、廃止予定時期までに視聴者の方々が移行できるように、代替的視聴手段を提供していただきたいと思いますと考えております。なお、この際の費用負担は事業者による負担が原則になろうと考えております。その上で、住民の移行が確認できれば中継局の廃止に至りますけれども、事後の問合せなどに備えて、しばらくは窓口などが設置され続けていることが適当であると考えております。また、移行が終了した後もそのサービスは継続され

るものでありまして、放送事業者において適切に契約等した上で、その維持、継続を図ることが適当であると考えております。

9 ページ目、こういった流れでしっかりと望ましい措置を取っていただきたいということで、併せてガイドラインの策定をしているところでございます。詳細は割愛いたしますけれども、今申し上げたような流れで措置をしっかりとやってほしいということを規定した内容となっております。

最後に意見公募の結果でございます。合計で47件、うち中継局を廃止する際の受信者保護規律の整備に関しては46件、うち3件が個人からの御意見でございました。意見の傾向といたしましては、賛同の御意見のほか、先ほど触れましたラジオの聴取手段の代替に関して多くの意見をいただいております。特に、代替手段として r a d i k o、すなわちラジオの配信を加えてほしいということでございます。この点に関連しまして、現在ラジオに関しては、一部のAM局について運用休止の特例を適用しているところでございます。この措置は、民間AMラジオ放送事業者につきまして、AMラジオ放送の維持コストの負担が難しいといった理由などにより、コストが比較的抑えられるFMラジオ放送への変更やAM局の廃止が検討されており、その社会的影響を最小限にする観点から認める特例の措置となっております。この特例措置につきまして、現在2回目の措置が9月1日から適用される予定となっております。そして、この中では、r a d i k o も限定的にですが、代替手段として認める方針となっております。放送事業者は、r a d i k o による代替も含めて特例措置が適用された結果を検証していくことになります。総務省としましては、その検証結果等も踏まえた上で、今後検討していきたいと考えているところでございます。

それから、放送事業者が中継局を廃止する場合に、総務省の積極的な支援をしてほしいという意見もいただいているところでございます。総務省としまし

ては、今回創設した中継局廃止に係る受信者保護規律、これはこれまで放送事業者がその責務として遵守してきたあまねく努力義務を実質的に維持しようとするものでありまして、放送事業者の経営判断として、やむを得ず中継局を廃止するのであれば、その責務というのはまず放送事業者が果たしていくことが適当であると考えまして、今回の法改正を行っているところでございます。総務省としては、放送事業者がまずはしっかりと責務を果たすことを前提とした上で、必要な支援についてしっかりと検討していきたいと考えておりまして、意見公募でもそのように回答させていただいているところでございます。

説明につきましては以上となります。よろしくお願いたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御意見、御質問よろしくお願いたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。この省令案の内容に関しましては同意をいたします。

感想めいたことで恐縮ですけれども、これはやはり放送の公共性と経済合理性と申しますか、各事業者の経営状況とのバランスの中でどこまでぎりぎりの線を狙っていくかというところだと思いますので、特に地方の放送事業者の経営状況を考えると、今後好転することもなかなか想定しづらい中で、当然このような代替措置、代替手段の努力義務を課す一方、テレビ愛媛からの意見にあるような、例えばNHKの協力義務とか、ある程度放送設備の共用も引き続き進めていくよう御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。何か御返答ございますか。

○増原放送政策課室長 ありがとうございます。まさに御意見いただいたとおりだと思っております。今回、中継局の廃止に関する規律をまず入れておりま

すけれども、先生御承知のとおり、令和5年には中継局の共同利用をしていくという法改正をしております。これと併せて、残すべき中継局に関しては、NHKと協力してしっかり残していく。それらによってもどうしても難しいといった場合にやむを得ず中継局を廃止するときは、さらに今回導入された措置をしていくということを両輪でしっかりやっていきたいと思っています。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田でございます。省令案については賛成なんですけれども、いずれにしても、これが実際に実施されていく中では、地方の一人一人のお気持ちやその他の状態に対して、きちんと実態を見ていくことが必要になってくると思います。これからが大変だと思いますので、総務省としても、そういう気持ちを各放送局の皆さんが忘れないように見ていていただきたいなということと、あとこういう、特に国民全体を巻き込むようないろんな改正が行われるということになったときには、これが詐欺というか、偽情報みたいな形で使われて、おたくの地域はこうこうこうで何か変えなければいけませんよというような、そういう非常に残念な詐欺的な商法の対象にされることもあり得ると思います。あと、偽メールというんでしょうか、そういうものも結構いろいろ見られています。そういうことについて、総務省のホームページにありますみたいなことでは通用しないので、きちんと情報をどこかでより簡単に確認できるよう、それぞれ各放送局の皆さんも努力していただくことも必要になるかと思っていますので、そこも御配慮をお願いしたいと思っています。

○増原放送政策課室長 ありがとうございます。まず今回の規定、ガイドライン、まさに長田先生がおっしゃるような、住民一人一人取り残さないようにということを含めて書いたつもりでございます。そのとおり実行できるようにしていきたいと思っています。まずは、この責務、周知も含めてですけれども、

放送事業者が果たすべきものだということは御説明したところですが、当然総務省としても必要な協力はしていかなければいけないと思っています。ただし、全国一律ということではないので、総務省があまり声高にこの制度、こんなのがありますよと言うと逆に誤解を生むのではないかというのもあるかと思います。したがって、地域でこの中継局が廃止されますということが起きたときには、この地域で行われるこの事業、この連絡先は怪しくないですよといった側面的な周知、そういったものはその地域でやっていくといったことは必要ではないかと考えているところでございます。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

それでは、西村委員いかがでしょうか。

○西村委員 西村でございます。御説明ありがとうございます。私からは、今回の改正省令案の内容でございますけれども、特段異存はございません。ありがとうございます。

コメントというような形になろうかと思えます。インターネットのほか、その他適切な方法での周知ということでよろしく願いいたします。併せて、先ほど口頭でも御説明いただきました9月1日からのradikoの代替も含めた形での特例措置の御対応というの、先ほどのお話の続きになりますが、地方でどういったことが起き得るのかとか、radikoのそういった利用状況、これも含めてフォローアップ、またよろしく願いいたします。

私から以上です。

○増原放送政策課室長 承知いたしました。ありがとうございます。

○笹瀬会長 よろしく申し上げます。

最後、矢嶋委員、お願いします。

○矢嶋委員 矢嶋です。御説明ありがとうございます。省令案の改正については賛同いたします。

1点、読み方として質問申し上げたいんですが、省令の改正案の第86条の3第1項の、あらかじめ相当な期間にあります括弧書きなんですけれども、こちらに少なくとも公表する日から最も早い廃止の予定期日まで1年間とした上で、ただし書として、合理的な理由がある場合はこの限りではないと省令案としては規定していて、これ自体は別に異存はないんですが、こちらの「この限りでない」は、少なくとも1年間をもっと延ばすという方向に使われるのか、あるいは少なくとも1年間ではなく半年ということもあり得るのかと、両義の意味を持っているのかというところについて確認したい点が1点。

それから、合理的な理由としては、具体的にはどのようなものを現状、典型的なものとして御想定をされているのかという、この2点についてお伺いできればと思います。よろしく願いいたします。

○増原放送政策課室長　ここで想定している趣旨としては、原則は1年間ですけれども、合理的な理由がある場合には短縮が可能ではないかということを書いているものでございます。1つの例として書いているのは、これもガイドラインに既に明定していますけれども、今、先ほど申し上げたようなAM局の運用休止の特例による検証をやっておるところでございまして。つまり、一旦休止して効果を見るということもう既にやっている状況ですので、それらを踏まえた上で、今後廃止するときには、例えば、一定期間短縮があるのではないかと、このことをガイドラインで書いているところでございます。

もう1点想定されるのは、例えば非常に小規模な中継局であって、対象者数が非常に少ないときにおいて、もう既にしっかりと移行措置を取っていて、本当に基幹放送を受信している人がいないというのを確認できているにもかかわらず1年間ずっと維持し続けるというのは非合理的なので、そういった場合は若干の短縮はあり得るということで規定をした趣旨でございます。

○矢嶋委員　御説明ありがとうございました。納得いたしました。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

それでは、私から1点だけ。今回のこの意見募集で、46件とかなりたくさん出ていますね。そういうことから見ると、多分一番のポイントは、radioをどうするかということで、今実際、特例措置を試行されていますので、もしそういうことでradioを使ったインターネット配信が有効で、かつ利便性が高くて、移行することにあまり支障がないことが分かった場合に関しては、それはもう一度この省令で変更されるという理解でよろしいでしょうか。

○増原放送政策課室長 御指摘のとおりで、これから検証して、それを踏まえて我々も検討することになります。検討の結果、改正するとなれば、省令あるいはガイドラインなどを改正していくということは想定しているところでございます。

○笹瀬会長 検討する期間はどれぐらいなんでしょうか。

○増原放送政策課室長 まず、この検証自体が、運用休止特例は令和8年10月末まで約1年間実施するものでございます。それから、ラジオの免許は、5年に1回の免許がございまして。再免許が令和10年になりますので、少なくとも再免許のタイミングまでには、FM転換ですとかradioの取扱いを含めて免許の方針を決めなくてはいけないということで、AM局の運用休止特例期間を終えてから、その次の再免許までの間にはこういった制度整備をしなくてはならないと認識をしているところでございます。

○笹瀬会長 もう1点、かなりたくさんの方の意見募集があるということで、実際中継局を廃止しようという計画などが、10月1日に施行されると、すぐに出てくるような、そういう予想は何かあるのでしょうか。

○増原放送政策課室長 まさに中継局の維持等に関する具体的な計画を、地上デジタルテレビジョン放送の放送事業者が検討しているところでございまして、恐縮ですが、今現在、総務省で、具体の情報を持っているわけではございませ

ん。その上で、施行日となる今年の10月1日に各地域の放送事業者で中継局が廃止されることになるかという、直ちにそういうことにはならないと認識しています。あくまで放送事業者による検討段階だということでございます。

○笹瀬会長 あともう1点、その場合に関して、中継局を廃止された場合に関しての、どういう手順でどういうお金がかかってどう配置したかというデータベース的なものは残っているのでしょうか。つまり、後から廃止したい方は、前例のようなものを当然知りたいですね。そういうものに関して、総務省は全く対応しないのか、事業者ごとに連絡を取るのか、もしくはある程度そういう報告書を出してもらって、総務省の中でデータベースとして保存されているのか、そこはどういう扱いなんでしょうか。それはあくまで事業者の自発的な経営努力の中の一環としてやることで、どこをどう変更して、どれだけコストがかかったか、どういうふうに変えたかということに関しては、特にオープンにする必要はないと思うんですけど、そこは何かノウハウというんですかね、そういうような共有するようなことは考えられているのでしょうか。

総務省が関わることじゃないんでしょうか、関わることなんじゃないでしょうか。ちょっと微妙ですかね。

○増原放送政策課室長 今回導入する制度を踏まえた対応は、まさにこれから始まるものとなります。例えば代替にかかるコストですとか、そういった算定も含めて、放送事業者が各地域で検討しているところでございます。なお、放送事業者も別にそれぞれ独立して検討をしているわけではありません。まずは放送事業者において検討を進めながら、得られたデータなどを放送事業者間のネットワークを活用して全国で共有して、その後の検討に使っていくということになっていくのかなと考えております。

○笹瀬会長 分かりました。どうもありがとうございました。ほかに何か追加の御意見等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、諮問第24号は諮問どおり改正することが適当である旨の答申を行いたいと思います。どうもありがとうございました。

報告事項（情報流通行政局）

日本放送協会令和6年度決算の概要

○笹瀬会長　続きまして、報告事項の日本放送協会令和6年度決算の概要につきまして、これは西村放送政策課企画官から御説明をどうぞよろしくお願ひします。

○西村放送政策課企画官　放送政策課の西村です。よろしくお願ひいたします。私からは、NHK令和6年度決算の概要について御報告いたします。資料に沿って御説明いたします。

本件、報告事項になりますが、NHK決算報告自体は、令和6年度の財務諸表と業務報告書の2つから構成されます。この両方とも、放送法に基づきまして、事業年度終了後3か月以内に総務大臣に提出されまして、会計検査院の検査を経まして、12月頃に国会に提出される予定でございます。その際、業務報告書につきましては、大臣意見を付して国会に提出されるものでございます。

それでは、資料に沿いまして、まずは財務諸表の概要について1ページ目を御覧ください。決算値、表の太枠のところになります。左側に令和6年度の予算の数字、右側に令和5年度決算の数字を記載してございます。決算値でございますが、まず、事業収入は6,125億円、うち受信料収入は5,901億円、その他223億円となっております。その他につきましては、交付金の収入ですとかNHKオンデマンドなどの副次収入、それから、子会社からの配当金収入等が含まれるものでございます。

令和6年度予算時との比較では、受信料収入、その他収入ともに増加をしておりますが、令和5年度の決算と比較いたしますと、令和5年10月の受信料値下げの影響もございまして、受信料収入は減少しております。

一方、事業支出のほうですが、総額6,574億円、令和9年度の収支均衡を目指しまして、事業収支の削減、構造改革などを進めておりますが、令和6年度予算、令和5年度決算との比較でも減額となっております。中期経営計画上の事業収支の見通しに沿うものではありませんが、受信料値下げの影響で、事業収支差金はマイナス449億円となっております。なお、この事業収支差金のマイナスにつきましては、後ほど御説明する還元目的積立金が充当されるというものでございます。

表の下、令和6年度決算のポイントでございます。2つ目の丸を御覧ください。受信料の支払い数は3,893万件、令和6年度予算時の計画値より11万件的増加である一方で、令和5年度末との比較では48万件的減少でございます。4つ目の丸、放送センターの工事等のための建設積立資産の残高は1,348億円となっております。

2ページ目を御覧ください。財政安定のための繰越金及び還元目的積立金の状況でございます。財政安定のための繰越金の令和6年度末の残高は416億円、また、還元目的積立金の令和5年度末における残高は1,954億円ですが、先ほど御説明しました事業収支差金等の不足に充当されまして、令和6年度末の残高は1,375億円となっております。

続いてその下、(2)有料インターネット活用業務、NHKオンデマンドについてですが、NHKオンデマンドの会員数自体は堅調に増加をしておりますが、事業収支差金は9億円、この9億円は一般勘定の副次収入に繰り入れられることになってございます。

3ページ目、2つ目の項目ですが、業務報告書の概要になります。主立った

ところを御説明いたしますと、まず放送番組等の概況でございますが、右側、国内放送の1つ目の丸でございますけれども、公共放送としての使命に徹し、放送番組を提供することを基本としたこと。3つ目のポツですが、能登半島地震関連の番組を含む特別編成を随時実施したこと。加えまして、国際放送のところの2つ目のポツでございますけれども、ラジオ国際放送等の中国語ニュースに関する事案につきまして、原因の究明、再発防止策の検討にあたり、9月に調査報告書を公表、外国語ニュースの生放送から事前収録への変更等の再発防止に取り組んだとしてございます。

次に、その下ですが、営業及び受信関係業務の概況でございます。1つ目、受信料支払い率、77.5%でございました。2つ目のポツですが、巡回型訪問営業を中心としました契約・収納活動の見直しなど、受信料の公平負担と営業経費の削減に引き続き取り組んだとしてございます。また、3つ目のポツですが、受信料支払いにつきまして、支払い督促の申立てに加えて、未契約者については民事訴訟の提起を行ったとしてございます。

その下、3ページ目の一番下です。放送設備の建設改修及び運用の概況につきましては、先ほど御説明した放送センター建て替え等に関する工事のほか、3つ目のポツにございますが、津波浸水対策として、高知放送会館のサブステーションの整備を進めたとしてございます。

1枚おめくりいただきまして、4ページ目ですが、4ページ目に記載の内容につきましては、映像品質の改善等の放送技術の研究を進めたこと、それから、その下の項目にございますが、業務組織の概要及び職員の状況に関しては、例えば2つ目のポツのとおり、業務改善や多様な働き方の推進などに取り組んだとしてございます。

そのほか、内部統制に関する体制等、それから子会社等の概要は右記載のとおりでございます。

最後にその他でございますけれども、放送法の改正等を踏まえまして、令和7年1月に中期経営計画、NHK経営計画ですが、これを修正し、引き続き値下げをした受信料額を堅持する方針が示されたとしてございます。

駆け足で大変恐縮ですが、報告は以上です。よろしく願いいたします。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見どうぞよろしく願いいたします。

大久保会長代理、いかがでしょうか。

○大久保代理 大久保です。御説明ありがとうございました。非常に細かいところで、もし分かればということですが、有料インターネットの活用業務勘定のところで、事業収入が予算からかなり上振れしている一方で、事業支出は予算から下振れをしていることについて、この業務の特性として、利用が進めば従量的に経費も上がるということではなくて、基本的には経費のところはある程度固定化されて、要するに、利用者がどんどん増えれば増えるほど、そこで収支差額というか、事業収支差金が多くなってくるのか、その辺り、もし分かれば教えてください。かなり興味本位の部分もあり申し訳ありません。

○西村放送政策課企画官 ありがとうございます。今御指摘のところについて、正確に把握しているところではございませんが、過去のトレンドを見ていますと、およそ会員数が増えれば支出が比例的に増えるという関係には必ずしもないかなと思います。

○笹瀬会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

それでは、長田委員、よろしく願いします。

○長田委員 長田からはございません。

○笹瀬会長 どうもありがとうございます。

西村委員、いかがでしょうか。

○西村委員 御報告ありがとうございます。私も興味本位で大変恐縮なんです

けれども、先ほどの有料インターネット活用業務の勘定で、確かに会員数が上がったという、オンデマンドの件ですけれども、会員数が上昇したというのは何か特段理由、根拠は把握できているものなんでしょうか、お教えいただければと思います。

○西村放送政策課企画官 NHKオンデマンド自体、平成20年からサービスが開始されたものですが、当初、単年度では赤字でございました。したがって、繰越欠損金が積み上がった時期がございます。他方でコンテンツとして、例えば朝ドラのコンテンツがヒットしたりですとか、あと社会的背景として、コロナで巣籠もり需要があったりですとか、そういったことがあってから、平成25年度以降、単年度で黒字化をしてございます。これは裏返せば、会員数が堅調に伸びてきたという背景がございます。今申し上げたようなコンテンツの要因ですとか社会的な背景も増加の要因であるのかなと考えております。

○西村委員 ありがとうございます。それで、気になっていたのが、業務報告書の24ページで、少しだけそういった説明もあるんですが、4「インターネット活用業務」というところで、第2段落におきまして、一部のサービスについては専用アプリを無償で提供した、こういったNHK自身の御努力、そういったこともそのうちの一つ、それによって会員数が増えている、そういうふうにも理解ができる。とにかく会員数を上げていただかないとというのもあるのかと思いますので、やはり会員数を上げるための下支えができるような取組もぜひNHKとコミュニケーションを取っていただければと思った次第です。

最後はコメントというか、感想ということになりますので、特段返答は求めておりません。

○西村放送政策課企画官 ありがとうございます。

○笹瀬会長 よろしいでしょうか。

それでは、矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御報告ありがとうございます。私からは特段ございません。

○笹瀬会長 ありがとうございます。私から1点お聞きしたいんですけれども、今年の決算に関しては約449億円赤字ということで、これ、受信料を値下げした結果、還元目的積立金から回したということですが、この予算の500億ぐらいのお金というのはこれからずっと続くものなんでしょうか。というのは、1ページの下にも書いてありますように、受信料を巡回で回ってお金を集めることを減らしたので、予定では48万件減るはずが、実際は11万件プラスがあったので、そんな減ってないけども減っているわけですね。これに関しては、テレビ離れて変ですけども、多分若い人がテレビに入らないことと、それから年配の方が単身世帯とか、世帯数が減っていることもあって、普通に考えるとどんどん減っていく可能性もあると思うんですよね。ということで、500億という赤字は結構大きくて、還元目的積立金を見ると3年ぐらいでなくなってしまうので、これはどういう状況なんでしょうか。大丈夫そうなんですか。

○西村放送政策課企画官 まさに会長が今御指摘のとおり、中期経営計画、これは令和6年度から令和8年度までの3年間の計画を定めたものですが、ここにおきまして、会長が御指摘されたような社会的な背景を踏まえて、事業収支を令和9年度に均衡させていこうと。その際には、それまでの3年間は赤字の計画を立てながら、還元目的積立金を解消させ、他方で事業支出を縮小させて令和9年度に均衡させるという計画で進んでいるうちの令和7年度のマイナス449億円と、こういう全体像になってございます。したがって、NHKの計画では、令和9年度の収支均衡を目指していくということになってございます。

○笹瀬会長 インターネット業務の技術化も含めて、それから実際放送センターの建て替えも徐々に行っていますから、そういう面では放送のコンテンツと

送り方に関して、より効率的な運用ができると思いますので、ぜひそういうことに関してしっかり見ていただいて、NHKの放送はかなり内容的にもしっかりしていると思いますので、質を保ちながら、皆さんが見てもらえるような放送を維持できることは必要だと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。それでは、どうもありがとうございました。

○西村放送政策課企画官 ありがとうございます。

○笹瀬会長 以上で報告事項に関しては終わります。どうもありがとうございました。

閉 会

○笹瀬会長 それでは、本日はこれにて終了いたします。答申書及び評価結果報告書につきましては、所定の手続を経て、事務局から総務大臣宛てに御送付よろしく願います。

次回の定例会の開催は、令和7年9月11日の木曜日の10時から、次回はウェブ開催となっておりますので、どうぞよろしく願います。

それでは、本日の審議会はこれにて閉会といたします。どうもありがとうございました。